

近世・増上寺領における

『女学校発起之趣意書』について

村 上 直

はじめに

江戸近郊の西南部には増上寺領である四十四か村が分布している。これらの諸村は、寺領の成立と支配構造において、他の天領・旗本領・大名領とは異なった形態を示していたといつてよい。ところで幕藩体制の解体過程において、増上寺御霊屋料の地方役人を勤めた奥村喜三郎増地は、天保八年（一八三七）十月に寺領の農村に『女学校発起之趣意書』と題する小冊子を配布し、女学校設立によって女子教育を行うべきことを提言している。天保の飢饉や甲州郡内騒動、大塩平八郎の乱の発生による社会的不安、しかも、その反面において奢侈の風潮に流れる江戸の世相にたいし、奥村喜三郎はどのようにして封建的危機に対処しようとしたのであろうか。また、この提言の内容が、天保十二年にはじまる水野忠邦の天保改革にどのような関連性を示したのであろうか。本小稿は、江戸近郊における増上寺御霊屋料という特定の農村に配布された、女子を直接に対象とする学校設立の趣意書を中心に考察してみることにする。

増上寺御霊屋料の成立

江戸近郊の農村の支配形態において、天領・旗本領とともに注目されるのは、増上寺御霊屋料の存在である。⁽¹⁾江戸の芝増上寺は、将軍家の菩提所として上野の寛永寺と並び栄えてたが、とくに元和元年（一六一五）関東浄土宗十八檀林の制がしかれると、その筆頭に位置して一宗の実権を握るようになった。

増上寺は、家康によって慶長十五年（一六一〇）一〇〇〇石が与えられているが、寛永九年（一六三三）一月、前將軍秀忠が死去すると、幕府より四〇〇〇石が秀忠夫妻の仏殿料として寄進され、ここで増上寺御霊屋料は二十一か村五〇〇石に増加することになった。さらに、寛永十一年（一六三四）一月には、秀忠の三回忌の法会の際、老中酒井雅楽頭忠世の邸に増上寺役者、老僧および寺領諸村の名主・年寄らが招かれ、寄進された五〇〇〇石についての配分が決められており、同年五月には將軍家光から増上寺の定替上人に対して「増上寺法式」「増上寺領五千石支配目録」とともに、次のような領地判物が与えられている。²⁾

増上寺領武藏国荏原・都筑・橘樹・豊島四箇郡之内所々、旧領千石新增四千石、都合五千石^{別紙在} 前任持之時令寄付之畢、今度所支配者、台徳院殿、崇徳院殿御供料、常燈料、年中法事料、供僧、番僧掃除料、其外方丈領、寺僧領、安國殿御領等相定之、且境内山林竹木永代不可有相違者、長日之勸行、供物香花無怠慢、可抽仏法興隆之精誠之状、如件

寛永十一年五月廿三日

定替上人隋波へ

このように増上寺領は、將軍家菩提所の整備によって靈廟の諸経費の財源および人足確保のためにしだいに拡大されていった。このことは、三代家光による將軍專制政治の展開を背景とした將軍権力の集中強化の一つの現われと云ってよいであろう。このとき、増上寺領の諸村は、武藏国荏原郡馬込・中延・堤方・下目黒・中目黒・蓮沼・碑文谷・等々力・倉の九か村、都筑郡池辺・荏田・東方・茅ヶ崎・川和・石川・王禪寺の七か村、橘樹郡上野川・新作・師岡・新師岡の四か村、豊島郡巢鴨村の二か村に分布しているが、以後、これらの諸村では報恩のため、毎月、台徳院（二代將軍秀忠）・崇源院（秀忠夫人浅井殿）の命日を農業の休日と定めて、村毎に集り、念仏を唱えることにし、また、他村並みの諸役が免除されることになったのである。

ついで慶安三年（一六五〇）には橘樹郡新作村、荏原郡久河原村が隠居料として寄進され、計五二〇〇石となつてゐる。そして、正保年間の作成とみられる『武藏田園簿』³⁾によると石高は次のようである。

近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について（村上）

五千石七斗八升五合

増上寺

外米拾壹俵式斗三升八合五勺

野米

百九拾九石九斗九升七合

増上寺隠居

千七百五石式斗九升八合

東叡山

三百九拾石八斗九升七合

東叡山御神領

これによって、増上寺領が同じ將軍家の菩提所である東叡山寛永寺領に比べ、かなり、それを上廻る寺領を与えられていたことを知ることができる。

宝永二年（一七〇五）には、桂昌院（五代將軍綱吉の母）清揚院（二代將軍家光の三男、甲府藩主徳川綱重）、正徳三年（一七一三）には文昭院（六代將軍家宣）、さらに享保二年（一七二七）には有章院（七代將軍家継）の御霊屋料が寄進されているが、享保三年七月十一日付の「増上寺領目録」によると、増上寺領の総高は計一万五百四十石、これに込高千三百三拾式石七斗五升三合五夕を加えると、合計一万一千八百七十二石七斗五升三合五夕となっている。この地域的分布は全四十五か村（但し、新師岡村が師岡村に含まれると四十四か村）のうち、橘樹郡二十四か村、荏原郡十三か村、都筑郡七か村、豊島郡一か村となり、圧倒的に橘樹郡に集中している。これによって、増上寺領は、主として江戸西南の近郊に多摩川をはさんで分布し、とくに現在の神奈川県川崎市域内には、王禪寺・下野川・新作・上野川・上小田中・下小田中・今井・北加瀬・鹿島田・塚越・小倉・明津・下平間・小向・市ノ坪・坂戸・小杉・宿河原・戸手・古川の二十か村が集まっている。

増上寺領では、この享保三年の「寺領目録」が最終的なものであり、その後は天明八年（一七八八）に荏原郡雪ヶ谷村のうちで三石三斗五升八合、同郡上目黒村のうちで一石一斗二升二合が、僅かに加えられたにすぎなかった。しかし、『旧高旧領取調帳』によると、明治初年の増上寺領の総石高を検討すると、総計で一万三千七百六石一斗九升六合と村高の変化により、総石高がかなり増加しているのである。

また、増上寺領の場合、必ずしも総べてが一給支配ではない。寛永九年（一六三二）の場合は二十一か村のうち四三パーセントに当る九か村、明治初年の場合も四十四か村のうち四五パーセントに当る二十か村だけが一給となっている。これは関東特有の入組支配において、増上寺領も例外でなかったことを示している。

増上寺領は天保九年（一八三八）三月二十九日、都筑郡荏田村名主滝藏の上申の一札に「惣村四拾四ヶ村、高老万五百老俵安国殿料 御靈屋料并方丈料・隠居料共⁽⁶⁾とあることから、全体が安国殿料・御靈屋料と方丈料・隠居料から成っていた。しかし、このうち大部分が御靈屋料であったことはいうまでもない。増上寺領は別に仏殿料と称する場合もあり、さらに寛永九年以前に寄進された村を古料、以後を新料に分けてよぶこともあった。

現在増上寺の境内には「徳川家御廟」がある。そこには台徳院殿（二代秀忠）・文昭院殿（六代家宣）・有章院殿（七代家継）・惇信院殿（九代家重）・慎徳院殿（十二代家慶）・昭徳院殿（十四代家茂）・静寛院宮親子内親王の墓が並んでいる。

増上寺領の支配構造と奥村喜三郎

増上寺御靈屋料の支配は、天領・旗本領・大名領と異なり、増上寺特有の形態によって行われた。初期においては増上寺輪番所が中心であり、諸村からの上申の口上書や訴状には「御輪番様」「御役者様」宛、あるいは両者を併記したものがみられる。これにたいして文政四年頃より幕末にかけては、御靈屋料地方役所または増上寺代官所とある場合があり、機構の変化がうかがわれる。輪番所には三十の坊から任命された輪番僧が老僧の指導をうけて交代で執務しており、その下に役者がいて事務をとっている。

正徳三年（一七一三）十一月五日付の「定書」⁽⁷⁾の末尾には、伴頭（常照院）当輪番（林松院・光学院・月蓋院・浄運院・威徳院）、役者（良源院）、役者（安養院）が連署しており、その構成を知ることができるが、寺領の重要事項は、老僧の合議制によって決定されていた。

文化十三年（一八一六）三月「増上寺領并古料明細帳」⁽⁸⁾の末尾には次のようにある。

近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について（村上）

御霊屋料村々取締方為見分、私共廻村仕村毎札書面之通書上為仕候 以上

出役 御霊屋附地方役

奥村 喜三郎

御霊屋附御藏方役

井出 長三郎

また、天保六年（一八三五）一月二十四日付の荏原郡中目黒村名主金三郎の届書の末尾には次のようにある。

中目黒村

名主 金三郎

同見習 金 吾

年寄 嘉右衛門

天保六年正月廿四日

御霊屋料

地方 御役所様

其節御掛

地方御調役

奥村 喜三郎 様

城戸 左助 様

御勘定役

勝浦 藤右衛門 様

井出 種四郎 様

御調役見習

奥村 広太郎 様

これによって増上寺御霊屋料地方役所には、寺領諸村の巡廻、領内の調査取締り、年貢収納の督励を行うための地方役所地方調役、また御蔵役¹⁰御勘定役さらに御調役見習などがおり、各二名位が任命されていたことがわかる。

次に増上寺領における地方調役奥村喜三郎についてみることにしよう。奥村に関しては佐藤昌介・長谷川伸三の両氏の研究がある。奥村は諱を増地、通称を喜三郎、号を城山と称し、「蛮社の獄」に一時、連坐していることから増上寺領地方調役あるいは代官¹¹としてよりも、むしろ一般には洋学・測量技術で知られた人物である。高野長英・小関三英について洋学を学び、のち渡辺崋山にも接して内田弥太郎とともに測量についてはすぐれた技術をもっていた。天保十年一月、江戸湾測量の際には、華山の推挙によって安房にいた代官江川太郎左衛門英竜のもとに赴きながら、増上寺御霊屋料の役人であったことを目付の鳥居耀藏に知られ、追り返されるという事件もあった。これを機して江川と鳥居の確執が表面化し、蛮社の獄の一因になったといわれている¹²。

奥村喜三郎については、御霊屋料の肝煎、名主が文政十三年（一八三〇）七月に差出した「奥村喜三郎様勤役已来二十五六村村方仕法書上」¹³によると、地方役人としての次のような功績があげられている。まず文政年間の増上寺御霊屋料の改革に関連して、

- (1) 文政元年の御霊屋料村々の小組合の結成
 - (2) 古料・新材料村々の年番名主の設置と小杉村の寄場設定
 - (3) 取締役・肝煎役・古老の設置と村役人の席次の設定
 - (4) 増上寺への諸役・諸人足の調達方法の合理化
 - (5) 御霊屋料内十六か所の雑穀積置場の設置と積石制度の設定
- また、御霊屋料における独自の施策の実施として、
- (6) 用水設備、田畑川欠、砂入対策などに対する無利足十か年賦拝借金の貸与
 - (7) 村々の孝行者、農業出精者の表彰、独身の老人、長期の病人、困窮者の救済、永年勤続の村役人の表彰
 - (8) 『類方紀聞』というかな書の薬方医療書の配布

近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について（村上）

(9) 地方役所役人の出役に際して、村への木銭。米代の支給、出役人数を減じて村方の負担の軽減
 (10) 役所に万石籠などの米穀調整の道具を備えて、年貢納入の際の刎米をその場で仕立て直しできるようにして、人馬の費用の軽減をはかった

(11) 文政四年(一八二一)の大旱魃の際、厳正な検見を施行した

(12) 駒林・戸手・上末吉の三村の用水路普請を直接監督し、公費の節約と工事の完全を期したこと

(13) 村々を巡回し、身持宜らざる者は説諭し、重罪人の逮捕、処罰した

以上の十三項目の書上で明らかのように、奥村喜三郎が増上寺御霊屋料の地方役人として村役人層から好感がもたれ、また、御霊屋料の取締改革を的確な現状認識の上に立って推進し、一定の成果を収めていることがわかる。このように御霊屋料諸村の支配は、江戸近郊にありながら、他の天領・旗本領・大名領とは異なった支配領域を形成していたが、奥村の地方行政の実施は開明派官僚や洋学者との接触を通じてながら、幕藩体制の危機に対応する現実的な政策を行なったといつてよいだろう。

奥村喜三郎と『女学校発起之趣意書』

奥村喜三郎の著書⁽¹⁴⁾については、天保七年の『量地孤度算法』二冊付録一卷三帖(測量)、同八年の『勸施救荒』一冊(農業)、『女学校発起之趣意書』一冊(教育) 同九年の『経緯儀用法図説』二巻一冊(天文・測量)、『船中日晷』(航海) 同十年の『太陽赤緯表』一冊(天文)、『廻船宝富久呂』一冊(和算) 同十二年の『算学必究』一冊(和算) 年次未詳の『専術考艸日躔曆理』一冊(校訂、曆学)があげられ、また『算法地方大成斥非問答』(栗田宜貞著)には奥村から内田弥太郎宛の書簡が引用されている。これらによって、奥村の活躍が測量・天文・農業・和算・教育の多方面にわたっていたことが明らかである。また、奥村の積極的な著作活動は、全国的に飢饉や一揆が発生した天保七年以降から十年にかけてであり、とくに同八年以降に繰り返し行われた御霊屋料の諸村の農業生産の実態調査に鋭意とり組んでいた時期である。

天保期に入ると、逐年深まる農村の危機的様相は都市にも波及し、食料品の欠乏と価格暴騰が主因である米騒動や買占め商人に対する打毀しも続発し、とくに江戸の米価は、天保七年秋には、一石に付一九七・八匁、翌八年春には二三一・三匁、醬油・酒・塩も同時に急激に暴騰した。幕府は大坂や東北や関東の地廻りから、江戸への廻米を確保することに懸命となったが、凶作による絶対量の不足はどうすることもできず、加えて難民の流入がおびただしいため需給を安定させることはきわめて困難であった。⁽¹⁶⁾そして、同八年二月には大坂では町奉行元与力大塩平八郎の乱が発生したが、増上寺御霊屋料の寄役所のおかれていた荏原郡中目黒村では「当二月十九日、不容易企および大坂市中所々放火いたし、及乱妨候元大坂町奉行組与力大塩平八郎并大塩格之助、同瀬田弁之助、同組同右渡辺良左衛門、同庄司儀左衛門、同近藤鍋五郎、伴近藤梶五郎等人相書、先日八州様御達之通り申渡義有之間、来ル十一月四時、名主・年寄・百姓代三判持参可罷出もの也」⁽¹⁷⁾とあり、世情の不安をうかがうことができる。また、これと同時に他方では飢饉対策として三月には、幕府は御救小屋を江戸の品川・板橋・千住・新宿に設けて飢民の救済をはかっている。

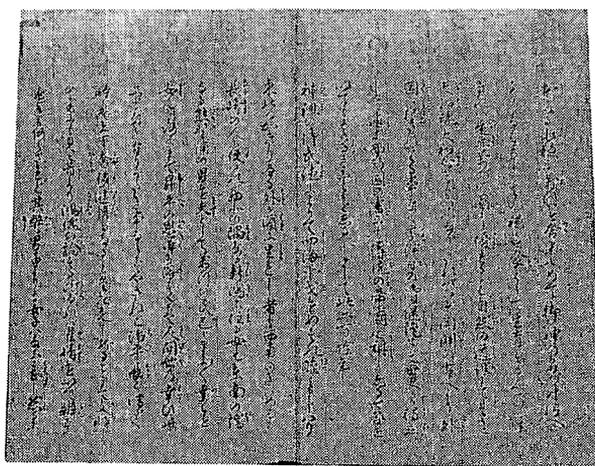
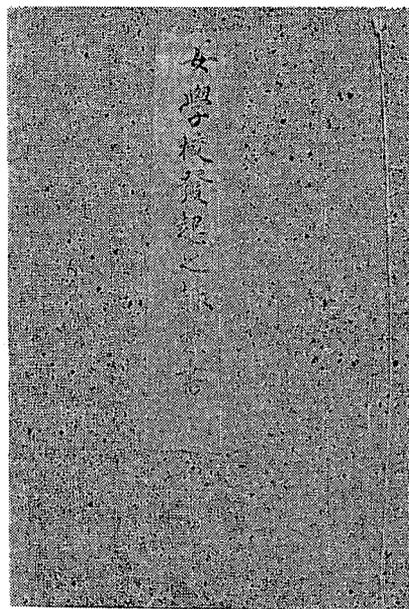
このような政治・社会情勢のなかで、天保八年十月に、奥村喜三郎は江戸近郊の増上寺御霊屋料の諸村に『女学校設立発起之趣意書』なるものを配布しているのであるが、次にその全文を掲げてみることにしよう。

女学校発起之趣意

謹おもふに我

大御国は北極地を出ること三十度より四十二度以内において、四季の氣候よくとのひ地中金氣多くして、水清く甘く土硬く堅きが故に、其水土に生まれ、其氣候をうけて生ずる萬づの物ミな萬づの国に優れり、是を以て本号を豊草原の水穂の国といふ、水穂は稲穀の総名にして人命の本たる水穂に萬づを含ましめて御神の名づけ給へるものなるよし、其水穂を食として生育する人の性なれば、是亦萬づの国に優れること自然の道理にて是を大和魂・大和心ともいふなり、さればこそ開闢の古へより外国に犯されたる事なく天津日の御継絶せず世界に独立して、遠き西の国の書にも伝統の帝国と称ししるせるを以ても、其尊きことをしるべし、まして此二百余年神祖の御武徳によりて四海干戈をわすれ陸

近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について(村上)



ミまじはり、東北のかぎりなる外が浜に生れし者も西南のきはめなる長崎の人に使はれ、西北の隅なる新潟に住める女も東南の端なる熊野浦の男を夫として、萬づの民己がまに／＼業を安んじあくまで昇平の恩沢に浴するは人間世の幸ひ此上もなき有がたき事ならずや、されど治平長くつゞく時は上下奢侈遊惰となることはためしあることにて、支那の書にも見え昔より鴻儒の論する所なれば、雀情を以て弁すべきにあらざれど、其弊男子よりも女子はなほ甚し、然るにこれを論ずる人なきは遺憾といふべし、近頃東都町々の女の驕に超過したることは櫛笄衣服の花美はいふもさらん、有徳の者の妻妾をはじめ、其日暮しの人の女房娘までも髪結女に髪を結はせ、湯屋の男に背を洗はせ、前垂の紐に縮緬を

遣ひ、下駄の鼻緒に天鷲絨を用ふる世の中となり、風俗殊の外いやしくなりたり、さは義大夫ぶし、新内節の女浄瑠璃のふえたるにてもしらるゝ事ぞかし、此女浄瑠璃の族、大都會の町人の身分にて見物に顔を晒し乞食・非人にひとしき所業をなす事渡世とはいひながら浅ましき仕方也、其根本を考ればみな其母のならばしにて元来右躰の所業をよき事に心得て、幼より其芸をしこむにより其子も亦これにならひてよき事と覚え、母親に三味線箱を背負せ、己がはき物を提させて親を供に連れつん／＼として市中を往来し、親子とも恥を恥とせざるにいたれり、これをも忍ぶべくんば孰をか忍ぶべからざらん、又此節歌舞伎役者の化粧の仕方を真似て、鼻とえりとを分て白く白粉する事流行せり、是も右等の輩より発りたる事にて、彼れ高き床の上薄ぐらき処に居はりて浄瑠璃を語るなれば見物に見えのよろしきを好み役者の舞台顔を真似て化粧せしものなれど、其側にて見るときは斑にしていやしきもの也、さるを素人の色くろふやせにくげなる女などの右の姿をよしとし真似るは清女がいひし類にて見ぐるしき事ぞかし、其外女に似気なき異なる化粧の仕方を好む族も見えたれどく／＼しければこゝに云はず、元来右等の町芸者、土弓場、茶屋女などは色を齧るものなれば髪結女に髪を結はせ湯屋の男に背を洗はするも尤の事なれど、是も素人に推うつりたる故町々女髪結数多出来、湯屋の留桶圍がしくなりたり、下流塞りて濁るときは逆して上流を濁するにいゝつる如く、右の弊風自然と上へもおよぼす道理にて、武家にも間々いやしき風俗の女も見ゆるは歎かしき事ならずや、扱又女子の芸といへば琴・三味線・胡弓・鼓・笛・太鼓・踊等の遊芸しらぬは恥のやうに覚え、機織り糸とる事はいふもさら也、物縫ふ事を習ふをさへいやしきわざのやうに思ふ風俗となりたり、故に身上相應に暮すものは幼きより娘に踊を習はせ多くの金銭を費して衣裳道具等をこしらへ、こゝのさらひ、かしこの祭りなどゝ親々も俱にうかれて附添あるき、見るにたえがたき浄瑠璃・狂言などを其子に踊らせ鼻の下をのばし見物する親の存意わかりがたし、踊を習はする時は身のしこなしよくなると思ふは心得違にて、子供にいやしき風俗を仕つけ色情の導きをなす仕方にて、しかも年とりては用たゝぬ芸なり、それにつゞき鼓・笛・太鼓等は亦生涯の用にたゝず、三味線・胡弓はわけて淫聲なる、中にも胡弓はいやしく非人の女太夫などのすべきわざにて、素人の娘子供の弄ぶまじき器なり、琴もむかしは組といふものばかり弾せしと聞しに今は長唄は扱置、浄瑠璃へも合せて聞くにきかれぬ文句を語り弾く事になりたるは浅ましき事ぞかし、第一手習の師匠といふもの、むかしは門弟の

近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について（村上）

子供の教方厳しかりしに今はあまり厳しくは子供はいふにおよばず其親々の気にも入らざる故、師匠の方より子供の機嫌を取るやうになりたれば、子供の仕つけの為にはならず、殊に右の伎芸人等が所為を真似て折々揃ひの浴衣そろひの手拭を染めさせ社中に売りつけて遊山を催し、頭上に造り華をさらせ大勢をひきつれて遊行し、其弟子の多きといはるゝを見えとしたるなど手習師匠の所業にはあるまじき事歟、右等を以て風俗のいやしくなりたるをしるべき也、男子には師を取り身を脩る道を習はしむれど、女としては学ぶことの希なる故に女の法ある事をしらずして右の悪風になりゆく事口惜き次第ならずや、初にいふ我

御国の嘉穀の種たりとも其肥培の仕方悪き時は却而病害を発する事あり、人も小天地にて其母は地なれば、地性よく肥培の仕方よき時は善人を生じ、地性あしく肥培の仕方よからざる時は悪人を生ずるは天地自然の道理なり、されば神功皇后は御懐妊の御身を以て三韓を伐従へ給ふ、御武徳備はらせ給へばこそ其御腹より御誕生まませし応神帝は八幡宮と崇め奉り我

御国の武威を守らせ給ふ御神とはならせ給ひけれ、朝比奈義秀が勇は其母巴御前の勇をひき、相模守時頼の賢は其母禪尼の賢を稟たるものにて、よく其理をしるべき事なり、胎教とて婦人懐妊すれば寐るに側ず、座するに邊ず、立川に跛せず、邪味を食せず、左道を躓ず、割正しからざれば食せず、席正しからざれば座せず、目に悪き色を見ず、耳に悪き声を聴かず、口に悪き言を出さず、手に悪き器をとらず、夜は正しき書を読み、朝に起ては立居振舞を正しくすれば、其生るゝ子形容端正して才徳人に勝ることあり、これ胎教を守るの徳にて人に性と習とあれば也、武家は忠孝義勇の子孫を設る事をこそ願ふべけれ、然れば容より心掛のよき女を撰びて妻とすべき事にて、物よみ、手習等母の心がけたらんには文人を出生し、長刀・小太刀等を心懸たらんには武人を出産すること疑なし、町人の妻とても心懸よき時は実体にて我家業を稼ぐよき子も出生すべし、江戸子といはるゝ者に身上持得ず不埒ものゝ多きは其根本母の心懸よからぬ故の事ぞかし、諸侯の奥へ幼年より奉公に出し生涯官仕させん事を願ふ人の事はしらず、末々外々へ縁づけんと思ふ心掛の親達は其子に右等の遊芸を習はしむるは無用なることにて、よき子孫の種を時んと欲する田地にはよからぬ肥培の仕方也、婦人は和らぎ順ひて貞信に情深く静なるをよしとす女の法をしつげんと欲するには先物読すべし、されど支那の書

を説く文字がちにふみかくは女に似気なきやう源氏物語などにも見へ、学問のしかたにより却て害ともなるものなれば唯和解の女孝経・女大学等の種類、其外教訓になるべき仮名交りの文章および詩歌などを手本として手習させ、其意をまめやかに説聞かする方よろし、又女子は第一行儀をしつけてよし、萬づの慎ミ方は礼にあれば小笠原流なりと伊勢流なりと躰方は習はずべし、長刀・小太刀等の武芸を女に習はするは当時の御治世には似気なきやうにいふ人もあるべけれど、武士の娘はいふにおよばず町人の子にても諸侯の奥に一生宮仕させんと欲する人はかならず稽古さすべき事也、奥向は男子の勤仕する者なければ非常の節の心懸にもなるべき事也、扱又織縫・紡績の事は女の第一とする業なるをいやしき事のやうに思ひて、今は縫物さへ得せぬ女の有るはいかなる浅ましき事にや、いにしへは

天子の御后すら御自からおりぬひし給ひしといふ事も聞けり、たとひ家富人多くつかひて物縫女を召つかふ身なりとも少しは慰にも習ふべき事にて、これを覚ゆる時は木綿の布子も容易には着られぬといふ、冥加を知り質素を守る教になる事也、因ておもふに少女の為に女学校といふものを御府内所々に取建、女にて文字も可也にゆめ和やうの手跡をよくするものを師匠として指置、右に申如く女子の教訓になるべき筋の事どもを手本となして書習はせ、まめやかに道理を説示し第一規則を厳かにして行儀をしつけ候様にいたし、昼より後は毎日かはるく会日をきはめて和歌の師、躰方の師、長刀小太刀の師出席して夫々好みの芸をしへ、扱、物縫ひ、機を織り、糸をとり、綿を摘む事をしふる女共を抱置て、是亦好みの事を習はせ、如此法則を立て教諭いたし候はば幼きものゝ心は白糸の如くなれば自然とよき風に染みて悪き風にそまらず、子孫の種を時にはよき田地の肥培の仕かたと存候に付、予も日あらず最寄に一箇所右の女学校を取立候、志願にてまづ其趣意を四方の小女の親達に告申度、婆心の一言を書しるし候、その仕方よろしき事におもはれ候人達は遠慮におよばず候間、右の女学校を何れへなりと取立、御教諭の事希がふ所なり、たとひひろく御府内におよぼし、なべての風俗を化するにはいたらざとも、萬分の一にてもこれをよし野々よしとて大和心に帰り咲きの朝日に匂ふ花もあるべきかと、をこがましくも是を山桜木にちりばむるものなり

天保八年丁酉冬十月

東都西久保

近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について(村上)

城山 奥村喜三郎藤原増地誌

以上 この趣意書によると、外来思想を排し、わが国固有の道を回復しようとする、一種の精神運動さえ感じることが出来る。とくに表紙の裏には「しきしまのやまと心を人とはば、朝日に匂ふ山桜花、右本居翁のよミす」とあることからも、奥村が復古思想を説きさらに国学の思想的基礎を固めた本居宣長の影響を強く受けていたことは明らかである。また、ここでは江戸市民の華美贅沢を批判するばかりでなく、町人文化の主要な位置を占めていた義太夫節や新内節の女浄瑠璃、狂言にたいしても否定的であったことを示している。この点、奥村がすでに化政文化の特色ともみられた山田流の筆曲、常磐津、富本の浄瑠璃が武家奉公の女中の教養にもなっていた⁽¹⁸⁾社会の様相をどのように理解していたのであろうか。奥村にとつては、江戸の遊芸文化は農村においては全く隔絶したものであったといつてよい。即ち、女子は実用的である機織りや糸とり、物縫こそが学ぶべき道であったのである。また、手習の師匠についても、かつては門弟の教え方も厳しかったが、最近では親に氣に入るようにし、子供に機嫌をとるほどになったと慨嘆する。そのうえ、男子は師によって身を修め、道を習うことができるが、女子は学ぶことが稀のために、女子の守るべき極りさえ知らず、悪風に自然にそまっていくと説いている。さらに胎教を重くみて、江戸っ子の身上がよくなく不埒の者が多いのは母親の心掛けが悪いためと指摘する。ここで奥村は、女子には「孝経」や「女大学」、その他教訓となるべき仮名交り文章や詩歌を手本として手習させるべきを主張し、女子は行儀を正しく、長刀・小太刀の武芸、織縫・紡績を身につけることが大切であり、学校設立によって、これらを教え込むならば、悪風にそまらず成長することができる、というのである。しかも女学校設立については、その趣旨を少女の親達に告げ、これに賛同する者が娘たちを志願させる。これによって、広く江戸市中へも影響を与え、少しでも今の風習を改めることができるならば、意義のあることである、というのである。つまり、この増上寺領地方役人である奥村喜三郎の趣意書は江戸を中心とした一般の社会の風潮に抗して、読み・書き・そろばんの実学中心の寺子屋教育を一步進めて、良妻賢母を養育し、徳育を目的とした女子の学校の設立を企図していたといつてよいであろう。しかも、その趣旨を親達に告げて公募する方法をとっていることは、明治以降にみられる私立女子学校設立の先駆

的なものとみてもよいのである。

奥村喜三郎は、その後天保十二年（一八四三）に身上向不如意の理由で退役を余儀なくされようとした。彼れが多額の借財を負った理由については明らかでないが、これに対して増上寺領の村役人たちは借財の肩代りを願ひ出たため、奥村は退役を危うく免れ、以後も地方調役を勤めることができたのである。しかしながら、このような経緯からみて奥村の女学校設立の提言は、ついに実現されず挫折したものとと思われる。

ところで、この年の五月、水野忠邦が老中首座として断行した天保改革においては、江戸市民の奢侈の禁止と生活の統制が強化され、とりわけ女子に対する取り締りの厳しさを増していることに注目する必要がある。

増上寺御霊屋料の中目黒村に出された通達にも次のようにある。⁽¹⁹⁾

一、女子衣類大造織もの、縫物無用ニ可致候、縫金糸等入候而も小袖盤裏ニ付、代銀三百目、染模様小袖表ニ付、代銀百五拾目を限り、夫々高直之品売買致間敷候、尤帷子も右ニ準可申候

（中略）

一、くしかうかい髪さしの類、金者勿論不相成、鼈甲も細工入組高直之品相止、櫛代銀百目を限り、かうかい髪さし右に準し下直ニ仕込可申事

また、女髪結・女師匠・女義太夫・女浄瑠璃・矢場女なども、これまで以上に厳しく統制をうけており、新両替町三丁目又七店の次兵衛という者が、妻を寄場に出して浄瑠璃をやらせ座料をとったという理由で手鎖を申し渡された例もある。⁽²⁰⁾ こうしてみると、奥村の提言の趣旨は、女学校設立は実現されなかったとしても天保改革において水野忠邦によって、一部が具現化されたのである。勿論、水野が奥村の『女学校発起之趣意書』をそのまま採用したとはいえないが、改革政治の中心が江戸市中におかれ、儉約令・奢侈禁止令の一環として、女子の風俗の取締りが強化の対象となったことは確かである。

おわりに

江戸近郊に分布していた増上寺領の四十四カ村は、支配構造の上からも、他の所領とは別格の位置を占めていた。文政から天保期を中心に領内の地方支配を担当した奥村喜三郎は、測量技術にすぐれ、開明派官僚や洋学者との接触からもいわゆる進歩的な思想の持主にみられていたといつてよい。地方役人として増上寺御霊屋料における成果や村役人層の信望は、このことを示しているともいえよう。しかし、この奥村には地方役人としての経世的な側面とともに、その教養のなかに洋学の他に明らかに国学や儒学の影響をみることができるといえる。しかも『女学校発起之趣意書』は、女子の風俗が奢侈に傾き、生活態度も頹廢的であることを指摘し、江戸近郊に女学校を建て、これを江戸市中にも及ぼすことによって、幕藩体制に順応した良妻賢母の育成に努めようとした意図がうかがわれるのである。

わが国の女子教育は明治五年（一八七二）学制施行によって、はじめて女子にも初等普通教育の道が開かれたが、就学率はきわめて低かった。また、一部の宣教師や先覚者によって、上流の子女を対象とする私立女学校が設立されたが、いづれも良妻賢母の育成を目的とする国家主義的教育観が、その前提をなしていたといえる。学制施行を逆ると三十五年前、奥村喜三郎によって、江戸近郊の増上寺御霊屋料に配布された、『女学校発起之趣意書』は、「女学校」の名称からも女子教育を旨とした学校設立案の濫觴ともみることができるといえる。その目的があくまでも女子に対する行儀作法と家事習得の枠を出るものでなかったことも明らかである。これによっても洋学者である奥村の地方役人としての実績を通して、彼の開明性を過大に評価することはできないと思う。そのことは、蛮社の洋学が富国強兵のための知識・技術の枠内に置かれていたという見解を含めて、儒学・国学の影響をうけた奥村の思想的な限界を知ることができる。

結局、奥村の女子の学校設立の意図は、洋学を通しての漸新的な発想に基づくものではなく、むしろ増上寺御霊屋料の領域における身分階層的秩序を根ざした封建的規制による徳育を目的としたものにすぎなかったのである。したがって、真の平等的な女子教育を意図する学校設立は、やはり近代において女性の手による解放をまたねばならなかったといつてよいだろう。

注

- (1) 増上寺領の研究については、『目黒区史』・『新修世田谷区史』上巻、『川崎市史』で触れている。なお全体としては村上直「増上寺御霊屋料について」(深瀬昭一編『川崎領小倉村・御霊屋料岸家文書』所収)がある。
- (2) 「御当家令条」巻十、『近世法制史料叢書』2) 六〇頁。
- (3) 北島正元校訂『武蔵田園簿』(日本史料選書) 二五九頁。
- (4) 増上寺文書。『目黒区史』資料編四六五～六七頁。
- (5) 『川崎市史』一〇六～七頁。
- (6) 鍋木家文書。『目黒区史』資料編 一二六頁。
- (7) 栗山家文書(同 右 三二二頁)。
- (8) 岸家文書(川崎市幸区小倉)。
- (9) 鍋木家文書。『目黒区史』資料編一七五頁。
- (10) 奥村喜三郎については、佐藤昌介『洋学史研究序説』(二〇四頁)に奥村の略伝がある。長谷川伸三「文化・文政期増上寺領の村方騒動と改革の展開」(『日本史研究』一一二号)に奥村の事績がある。
- (11) 天保九年十二月二十三日付の渡辺筆山の江川英竜への推薦状には、「増上寺御霊屋付御代官、これは測量を心掛候ものに御座候」とある(佐藤昌介 前掲書二五六頁)。
- (12) 佐藤昌介 前掲書 二六四頁。
- (13) 志村家文書(川崎市多摩区王禅寺)長谷川伸三・前掲論文参照。
- (14) 『国書総目録』著者別索引、一七〇頁。
- (15) 村上直・荒川秀俊校訂『算法地方大成』(日本史料選書)の「解題」参照。
- (16) 北島正元編『政治史』II(体系日本史叢書2) 三八五頁。
- (17) 鍋木家文書。『目黒区史』資料編一八九頁。
- (18) 西山松之助「江戸文化と地方文化」(岩波講座・日本歴史13)近世5、一七九頁。
- (19) 鍋木家文書。『目黒区史』資料編一八九～九〇頁。
- (20) 北島正元『水野忠邦』三四三頁。

近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について(村上)